

# 公立学校におけるエスニック・マイノリティの宗教の受容 —イスラーム教徒の児童・生徒の受け容れをめぐる—

お茶の水女子大学附属中学校  
木村真冬

## 1 公教育における宗教の受容

日本の公教育の現場において、マイノリティの宗教をどのように受容するかということは、戦後の明確な政教分離主義と宗教のタブー視（下村 1996）、宗教の個人化、宗教と生活の関わりに無自覚な社会状況（井上 2002）のもとで、避けられがちな問題であった。

だが、社会の多文化化が進展によって、近代化にとって普遍的な価値と国内に共存する固有な価値との間に対立と葛藤がみられつつあり、特定の宗教集団の教理と公教育の理念が対立するケース、外国人児童生徒の宗教の受容が求められるケースも生じつつある。

現在、信仰と生活体系が密接に結びついたイスラーム教徒の人口は数千から数万人といわれる。1990年代後半に日本人女性と結婚し定住化したムスリムの子も達も、保育園から小学校低学年にあたり、今後、給食や服装の問題、イスラームとしてのアイデンティティ維持の問題が生じる可能性がある。

日本の公立学校の教職員は、接触経験の少ないイスラーム教徒の児童生徒を受け入れるにあたり、公教育の場でエスニックマイノリティの宗教を受容するという問題をどのように定義し、どのように対処しようとしているのであろうか。

世界の公教育と宗教の比較研究（江原 2003）によれば、日本は、フランスやアメリカ合衆国と同様、宗教教育を行わない先進諸国に分類される。

政教分離の教育制度の中でのマイノリティの宗教の受容の問題は、日曜参観授業拒否裁判、剣道実技拒否裁判において、法制

度上論議されてきた。最高裁の判決は、退学処分は校長裁量権の逸脱であり、マイノリティの極端な不利益は避けるべきであるとするものであった。

一方、日本と同じく政教分離の国とされ、「ライシテの原則」をもつフランスにおいても、イスラーム教徒の女生徒のスカーフ着用を認める判決が下され、宗教に対する厳格な「中立」から「寛容」への転換をはかったとされる（池田 2001、小泉 1998 他）。

だが、具体的な対処は現場の裁量にまかされることとなった日本に対し、フランスではその後も議論が続いており、水泳の欠席など、カリキュラムに関わる部分は認められていない。宗教的土壌の異なる日本の場合、現場での問題への対処がどのようなものであるかを明らかにする必要がある。

教職員による問題の定義と対処を分析するにあたっては、「寛容」=「多様性を認め受け容れること」の概念を用いることとし、以下のようなエスニック・マイノリティの宗教に対する「寛容」の段階を設定した。これは、Mendus (1997) の「寛容」の概念や、Niet (1992) が多文化的カリキュラムの実現をはかるために設定した「寛容」の4つのレベルをもととしている。

A 非寛容… a 排除（抑圧する） b 無関心（無視する） c 中立（宗教に対する中立を守ることで信教の自由を守る）

B 寛容… a 許容（特別な配慮を行う） b 受容（異文化理解プログラム等を実践し、エスニック・マイノリティの社会や価値観を学ぶ）

c 尊敬（カリキュラム内でも多様な文化的背景をもつ生徒の価値観や経験がいかされる）

C 共生のための寛容（互いの価値観を肯定・承認するとともに批判的な眼を向け、葛藤を理性的に解決する）

## 2 イスラーム教徒の児童生徒の受け容れ

### (1)調査の概要

イスラーム教徒の児童生徒の受入れ経験のある4小学校・2中学校にインタビューを依頼し、外国人児童生徒受け入れ担当教員、学校栄養士等10名を対象に半構造化インタビューを実施した(2001年3月～12月)。また、受け入れの手引き、校内研修用資料、国際理解教育実践の資料等も分析の対象とした。給食を実施する5校のうち、教職員の努力によって、2校が代替食を、1校が豚肉除去食(一部弁当)を提供しており、2校は弁当を認めていた。女生徒のスカーフ着用は3校、水泳の不参加は2校が経験していた。

### (2)結果

#### ①教職員による問題の定義

エスニシティへの配慮という意識が強く、「宗教への寛容」という定義づけは意識的には行っていない。「信教の自由」の尊重の問題とする見方があり、特別な配慮が必要な生徒への教育的措置を行う問題と捉えている。対処すべき問題として強く意識されるのは「給食」である。

#### ②教職員による「給食」問題への対処

- i) 「安全性の確保」…複雑な調理工程となる特別食を実施する場合、他の児童生徒の給食を含めた、給食全体の安全が確されることが最重要視される。それには、職員の増員等の制度的保障や、教職員の共通理解が必要とされる。イギリスやフランスで問題になった、ハラール肉の「残酷な」屠殺方法や政教分離違反は問題視されていない。
- ii) 「個の条件に応じる」パースペクティブ…イスラーム教に関する知識や経験の乏しさ、言葉の壁による宗教的背景理解の困難、出身国や家族による要望の多様さから、イスラーム教への対処というよりも、一人一人の要望に対処するという意識が強くなる。それは「個別化」「個性化」の流れにも沿い、教職員に受け入れられやすい。
- iii) 「アレルギーと同じ」…特別食や弁当持参を認めることはアレルギーへの対処と同じ、とする言い方が多くみられる。1990

年代以降急速に拡大したアレルギーへの対処にあてはめることで、宗教への対処の実現を容易にすると考えられる。

iv) 可視的な差異の緩和…特別食の提供は、見た目の差異を緩和し、周囲の生徒が受入しやすくするという目的もある。

### (3)分析

外国人児童生徒を多く受け入れるインタビュー校においては、その文化的背景への配慮や周囲の児童生徒との相互理解が教育活動の目標となっている。食事や服装など、日常生活の宗教的实践への特別な配慮を行っていることは、寛容における「許容」の段階にあるといえる。

また、受け入れ側の児童生徒・教員の理解を深めるために、イスラームの社会や価値観についての異文化理解プログラムに積極的に取り組み、地域との連携にも努める学校もあった。これは「許容」から「受容」の段階へと進んでいるといえよう。